

関西電力株式会社高浜発電所3号機 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項3件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○高浜発電所3号機 2次側配管の異物管理対策不備による蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、SLIV）【第2四半期】

第24回定期検査において、3基ある蒸気発生器のうち2基から、外面からの減肉率が20%を超える伝熱管が計2本発見された。

○高浜発電所3、4号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、SLIV）【第4四半期】

火災区画において、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルが確認された。

○高浜発電所 A廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、SLIV）【第4四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が3件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html